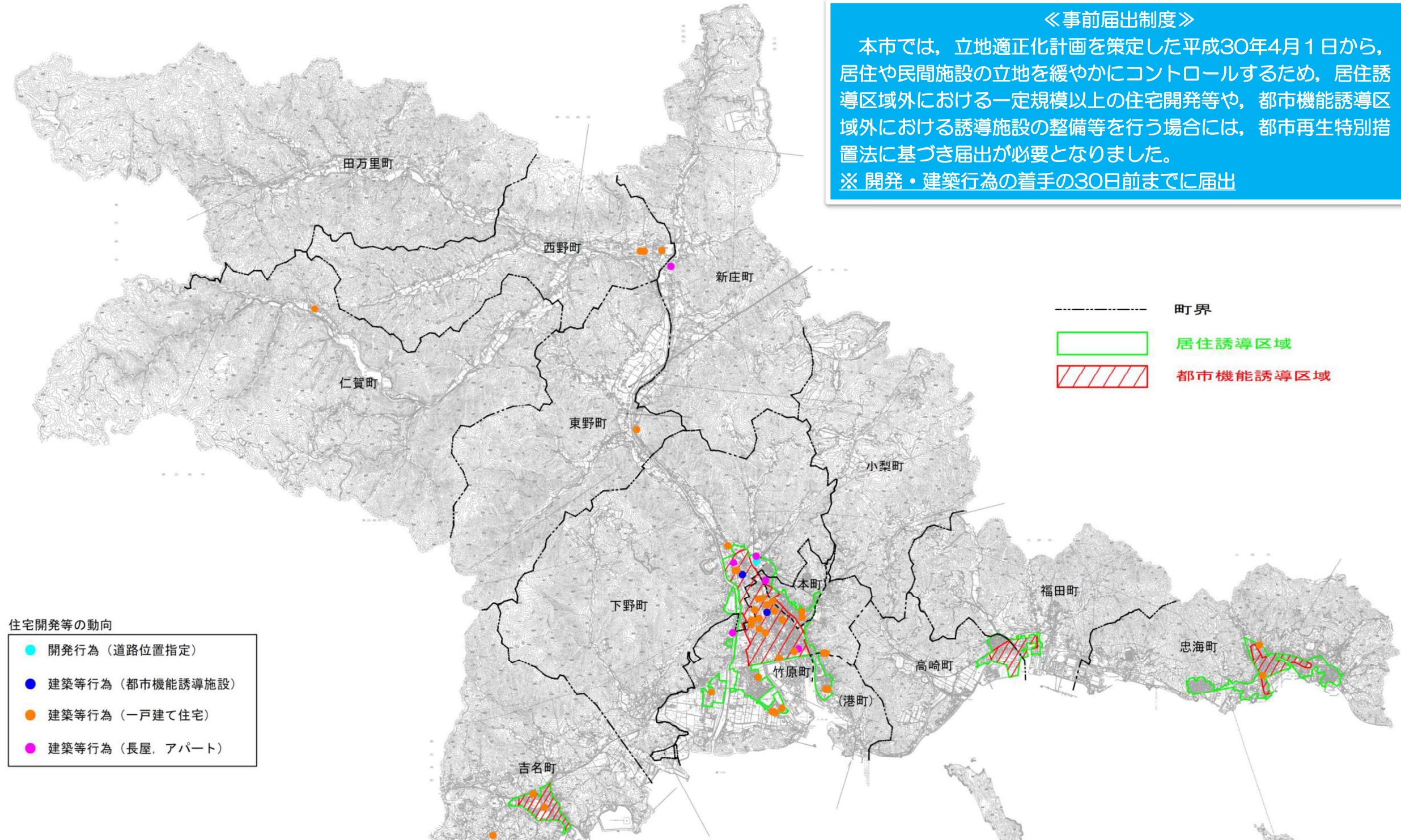




《事前届出制度》  
本市では、立地適正化計画を策定した平成30年4月1日から、居住や民間施設の立地を緩やかにコントロールするため、居住誘導区域外における一定規模以上の住宅開発等や、都市機能誘導区域外における誘導施設の整備等を行う場合には、都市再生特別措置法に基づき届出が必要となりました。  
※ 開発・建築行為の着手の30日前までに届出



住宅開発等の動向

- 開発行為（道路位置指定）
- 建築等行為（都市機能誘導施設）
- 建築等行為（一戸建て住宅）
- 建築等行為（長屋、アパート）

--- 町界  
 居住誘導区域  
 都市機能誘導区域

◆住宅開発等の立地件数 ※（ ）内は居住誘導区域内における件数

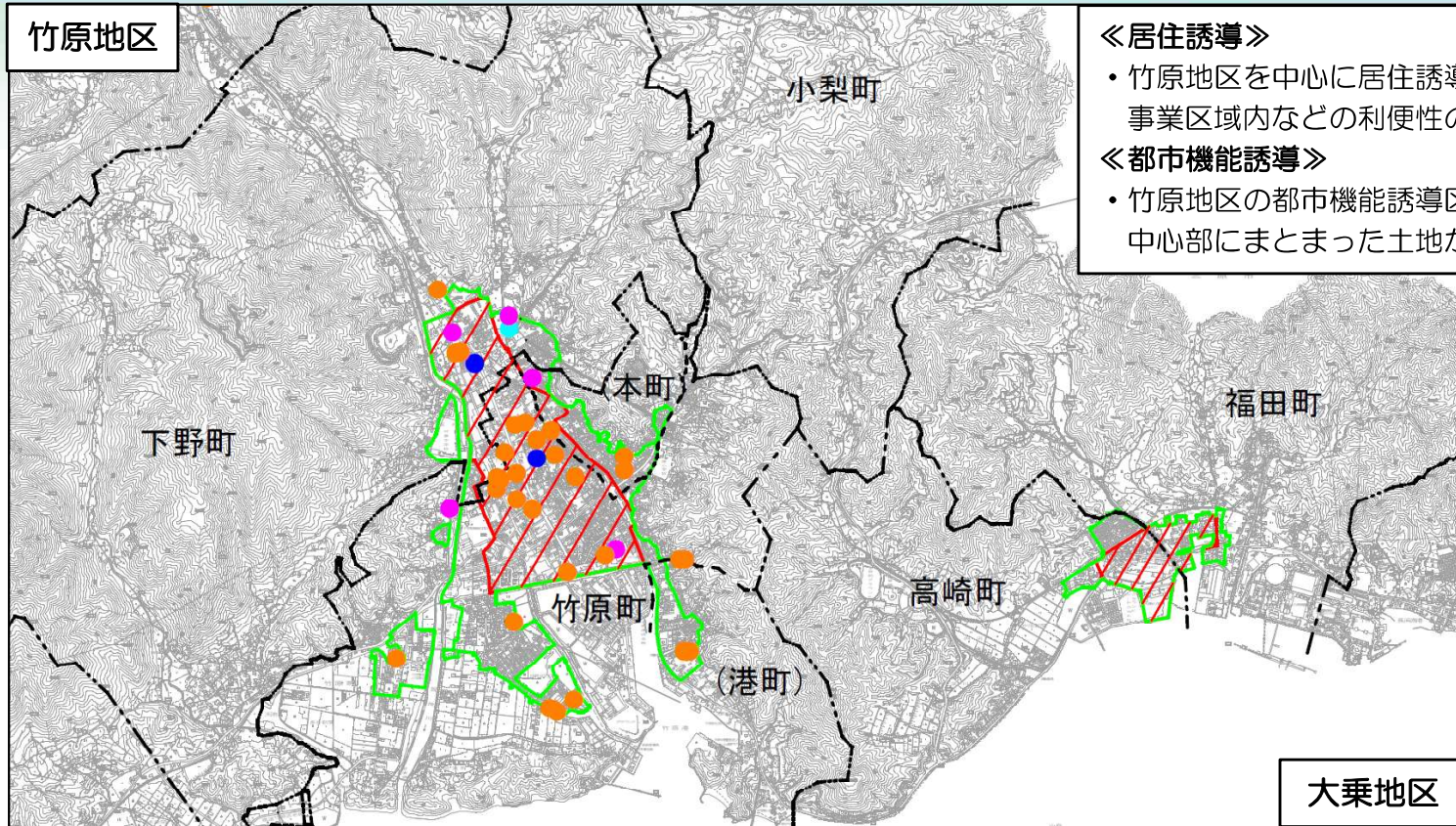
◆誘導施設の立地件数 ※（ ）内は都市機能誘導区域内における件数

種別	竹原	忠海	大乘	吉名	北部	計
開発行為	-	-	-	-	-	-
建築等行為	2件 (2件)	-	-	-	-	2件 (2件)

種別	竹原	忠海	大乘	吉名	北部	計	
開発行為	1件 (1件)	-	-	-	-	1件 (1件)	
建築等行為	一戸建て住宅	35件 (31件)	2件 (2件)	-	4件 (2件)	5件	46 (35件)
	アパート	5件 (4件)	-	-	-	1件	6件 (4件)



# 平成30年度の住宅開発等の動向

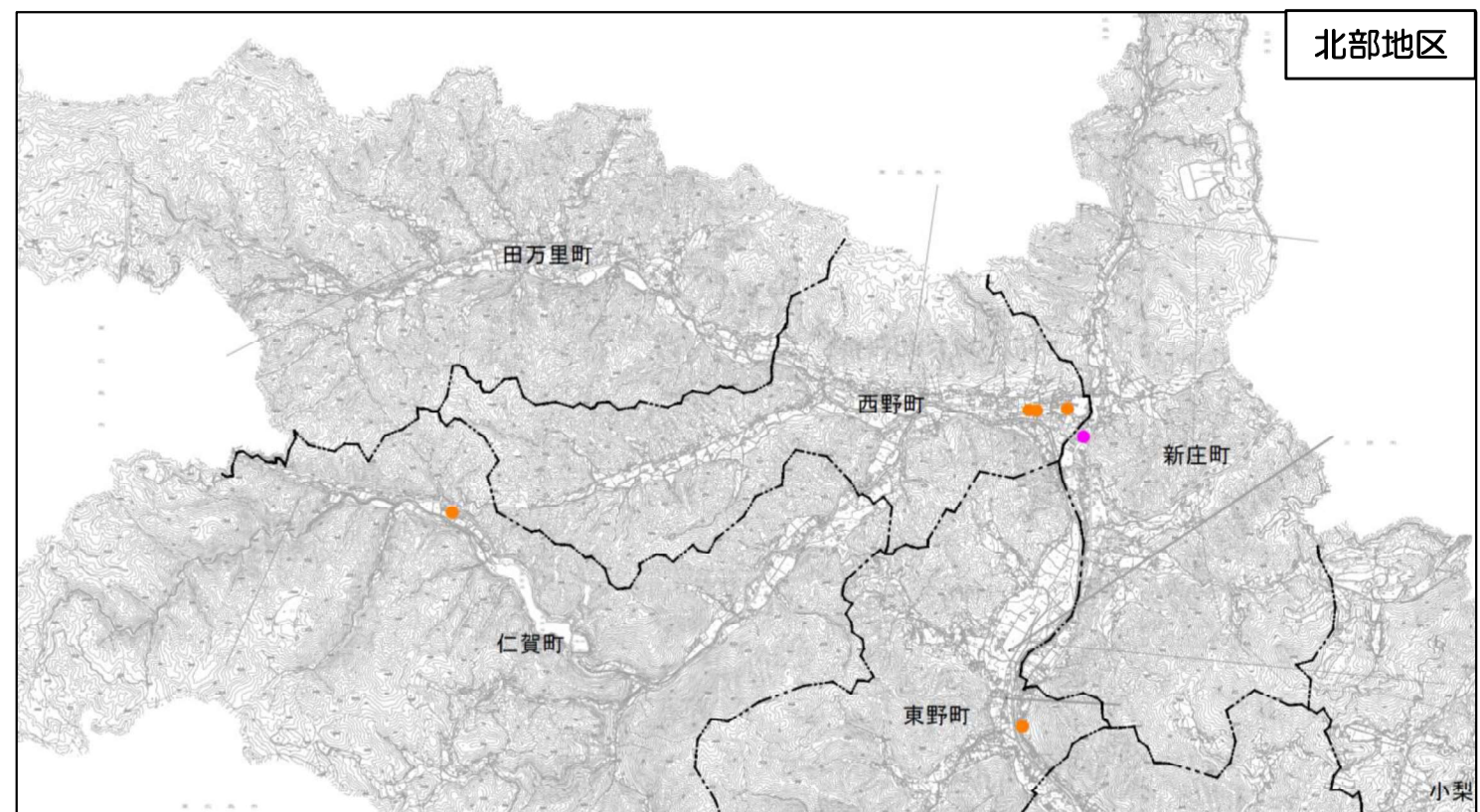
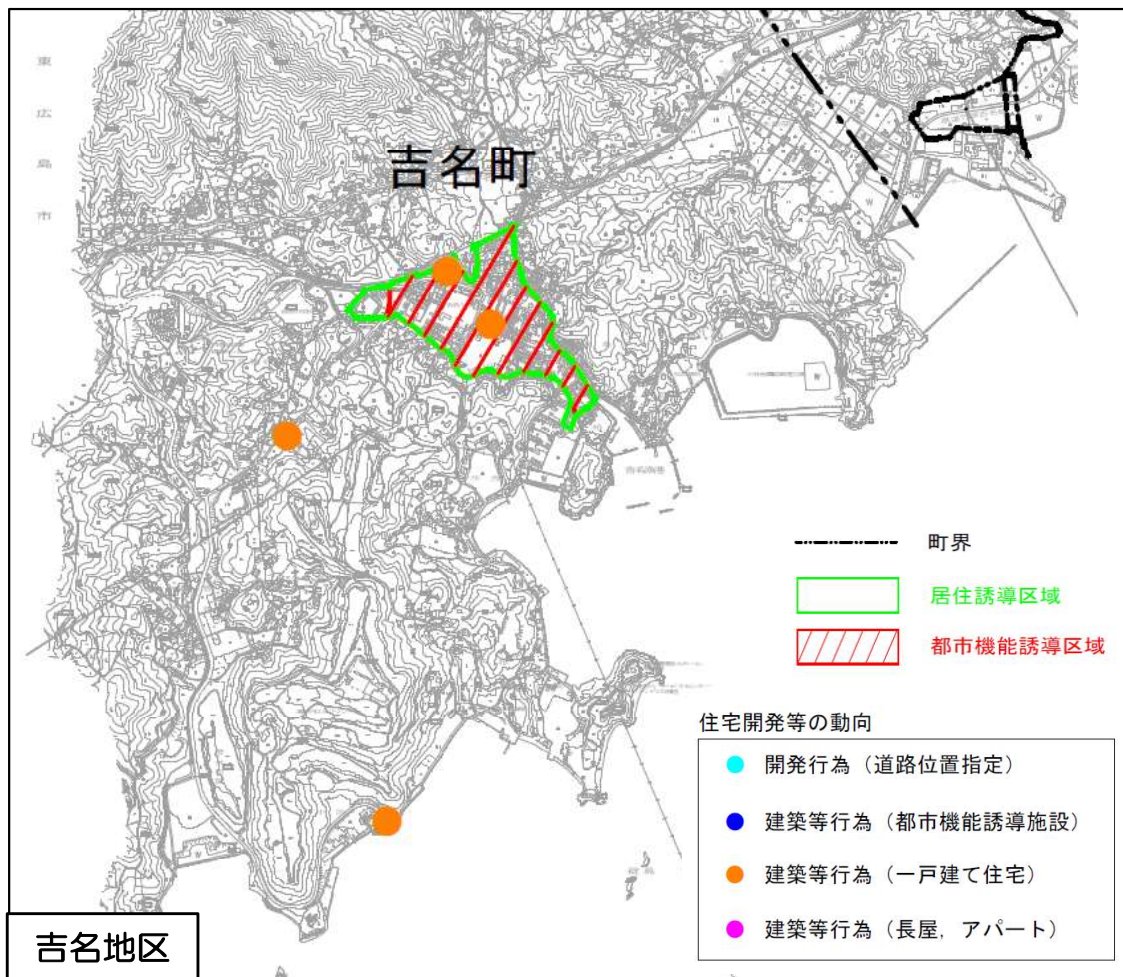
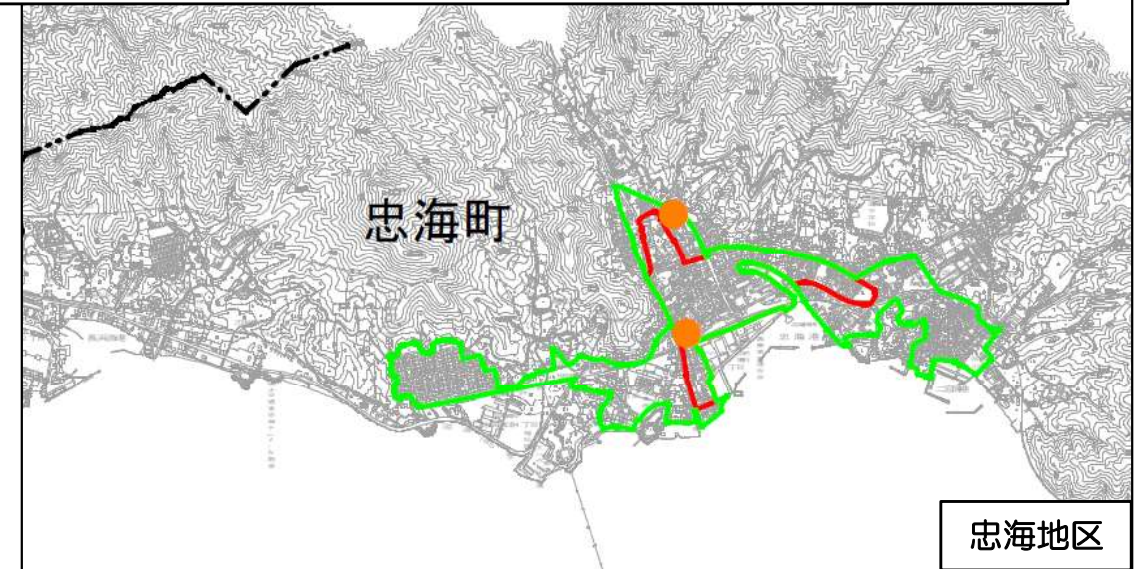


### 《居住誘導》

・竹原地区を中心に居住誘導区域内に多くの一戸建住宅やアパートが建築されており、新開地区土地区画整理事業区域内などの利便性の高い地域に居住が誘導されていることが推測される。

### 《都市機能誘導》

・竹原地区の都市機能誘導区域内に、誘導施設であるこども園と大型商業施設整備が進んでいるが、市街地中心部にまとまった土地が確保されることが都市機能誘導にとって重要であることが推測される。



### 《事前届出制度》

・竹原地区の来須でアパートが1件、北部地区の新庄交差点付近でアパートが1件、居住誘導区域外で建築されており、届出が出された。